

県外で受ける定期予防接種について（ご案内）

やむを得ない事情で県外の医療機関で接種を受ける場合、柏崎市に申請していただくと「**予防接種実施依頼書**」を発行します。医療機関に「**予防接種実施依頼書**」を提出したうえで接種（有料）すると、『柏崎市が実施する定期予防接種』として認められ、万が一健康被害が生じた場合の補償を受けることができます。

また、接種後柏崎市に申請することで、接種費用が還付されます。（上限額あり）

（予防接種実施依頼書の発行を受けていない場合は、補償・還付制度の対象にはなりません。）

■ やむを得ない事情とは？

- 里帰り出産後長期にわたり県外のご実家に滞在する場合
 - 病気の治療や検査のため県外に長期に滞在する場合
- ※冬期間やお盆・年末年始などの長期休暇にあわせての滞在は含めません。

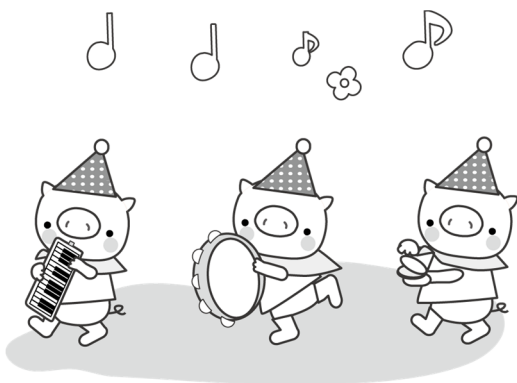


■ 手続き

- ① 県外医療機関で接種を希望することを「**予防接種実施依頼書交付申請書**」にて子育て支援課家庭支援係（元気館内）へ申し出る。（申請書は子育て支援課家庭支援係窓口にあります。）
- ② 子育て支援課家庭支援係から郵送された「**予防接種実施依頼書**」を医療機関に持参し、接種を受ける。
- ③ 接種費用は全額自己負担で支払い、領収書および診療明細書を保管しておく。
- ④ 接種後6か月以内に「**予防接種費用償還払申請書**」を子育て支援課家庭支援係へ提出する。
（申請に必要なもの：母子健康手帳、医療機関が発行した領収書および診療明細書、振込先通帳）

■ 金額

申請いただいた翌月の20日に、柏崎市の予防接種業務委託料（接種を実施した日の属する年度の委託料の額）を上限に口座に振込みます。



お問い合わせは・・・

柏崎市子育て支援課家庭支援係 【元気館内】

〒945-0061 柏崎市栄町18番26号

TEL：0257-20-4215 FAX：0257-20-4201